





## ◆コンビニ交付サービスについて

コンビニ交付サービスとは、マイナンバーカードを使用してコンビニなどの店舗内に設置されているマルチコピー機（キオスク端末）を操作することにより、住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書が取得できるサービスです。大変便利なサービスですので、ぜひご利用ください。

※サービスを利用するにはマイナンバーカードが必要です。住基カード・通知カードでは利用できません。

## ◆コンビニ交付サービスの一時停止について

コンビニ交付のメンテナンス作業のため、下記の通りコンビニ交付サービス業務を停止します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

### ■一時停止日

日時：11月1日（日）終日

一時停止するサービス・・・すべての証明書

日時：11月13日（金）19時から、11月14日（土）、15日（日）の終日

一時停止するサービス・・・戸籍証明書（戸籍謄本・抄本）、戸籍の附票の写し

※住民票の写し・印鑑登録証明書・所得課税証明書は上記期間内でも交付可能です。



## ◆市民窓口サービスセンター臨時休業のお知らせ

市民窓口サービスセンター（近鉄四日市駅高架下）では、点検作業のため、下記の通り業務を停止します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■臨時休業日：11月1日（日）、14日（土）、15日（日）

【問い合わせ先】市民課 TEL354-8152 FAX359-0282

## よっかいち・はつらつ健康塾！

11月10日（火）13:30~14:30 羽津いかるが町集会所

「介護予防」について、おおむね65歳以上の方、20名程度で行います。参加費無料です。

申込み：11月6日（金）までに下記まで申込みが必要です

※マスクの着用、緊急連絡先、当日ご自宅での検温のご協力をお願いしております。

また、体調の悪い方は参加を控えていただきますようお願いいたします

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、中止・時間の短縮・人数制限をする場合があります。

【申込み・問い合わせ先】羽津在宅介護支援センター TEL334-3387

## ヘルスリーダーによる イキイキ教室

11月19日（木）13:30~14:30 羽津地区市民センター2階ホール

介護予防・認知症予防の運動やレクリエーションを行います。申込み不要・参加費無料です。

※マスクの着用、水分補給をお願いします。発熱や咳等の風邪の症状がみられる方・基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方は、参加を控えていただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】高齢福祉課 TEL354-8170

11月の 自動車 庫	11月 5日（木）	八田第一自治会児童公園南	14:30~15:00
	11月18日（水）	別名三丁目 ブルーミングハウス	13:20~14:00
	11月18日（水）	大宮町 志氏神社	14:10~14:50
	11月19日（木）	緑丘町 集会所	14:20~15:00

## 羽津小学校 給食パートを募集（11月下旬からの勤務です）

募集職種：小学校給食調理員（給食パート）1名

業務内容：給食調理、運搬、後片付け、調理場清掃など

勤務日：給食実施日等（春・夏・冬休みは勤務なし）

勤務時間：8:30~15:00（労働時間5時間45分）

時間給：1010円（通勤距離が片道2km以上の場合、通勤費を別途支給）

その他：他の学校の調理員の欠勤状況等により他の市内小学校に勤務することがあります。

応募期間：10月20日（火）~11月4日（水）

申込み：応募を希望される方は、教育総務課（TEL354-8236）に電話のうえ、履歴書を提出して下さい。書類選考のうえ、面接を実施します。



## 保育無料券の申請はお済みですか？

保育無料券とは、第2子以降の子の出産後における保護者の心身の負担軽減のため、市内の認可保育園・こども園での一時保育に上の子を2回まで無料で預けられる券のことです。保育無料券を受け取るには、交付申請をしていただく必要があります。

### <申請方法>

こども未来課（総合会館3階）、各地区市民センター、市民窓口サービスセンター（近鉄四日市駅高架下）にある申請書に記入し、郵送または直接、こども未来課へご提出ください。

### <対象者>

市内在住の産婦で、第2子以降の子を出産し、生まれた子の兄・姉（未就学児）を養育している人。

### <利用期間>

保育無料券を受け取った日から、出産月の12か月後の月末まで。

### <利用方法等>

一時保育の予約・利用方法は、園によって異なるため、各園にお問い合わせください。

【問い合わせ先】こども未来課 TEL354-8069



## 《四日市市消防本部からのお知らせ》

# 秋の火災予防運動 11月9日~15日

## その火事を防ぐあなたに 金メダル

### ●住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

#### 《3つの習慣》

- ① 寝たばこは、絶対やめる。
- ② ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 《4つの対策》

- ① 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ② 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ③ 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ④ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

### ●もしものときに備えて

住宅用火災警報器が適切に作動するか点検ボタンを押すなどして確認し、定期的にはほこりなどをふき取りましょう。住宅用火災警報器本体の交換目安は10年です。

【問い合わせ先】消防本部予防保安課 TEL356-2010 FAX356-2041

